

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	56 件
国民年金関係	28 件
厚生年金関係	28 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から同年11月まで
② 昭和42年9月から46年3月まで
③ 昭和48年10月から同年12月まで

申立期間①については、会社を退職した昭和39年ごろ、A市B区役所で、自分で国民年金の加入手続を国民健康保険と同時にしたと思うが、はっきりと覚えていない。国民年金保険料の納付は自分では行っておらず、母親がしてくれていたと思う。

申立期間②及び③についても、別の会社を退職した昭和42年ごろ、自分で国民年金の再加入手続を国民健康保険と同時にしたと思うが、手続した場所ははっきり覚えていない。保険料の納付についても、母親が納付していたと思うので、納付場所、納付金額等は分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出し後、国民年金保険料の納付が確認できる昭和46年4月以降、国民年金被保険者資格を喪失する55年11月までの期間、申立期間の3か月を除き、保険料をすべて現年度納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、当時、母親が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする妹の国民年金保険料は現年度納付されている。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事などの生活状況の変化はうかがわれないことから、申立期間の保険料のみ納付されなかったとは考え難い。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年9月14日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

また、特殊台帳をみると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和54年4月に、42年9月1日から39年5月31日に訂正されていることが確認でき、訂正される前の時点においては、申立期間は未加入期間とされていたと考えられることからみても、この間の保険料は納付することができない。

次に、申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出時点においては、昭和42年9月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することができない。

また、昭和43年1月から45年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、同年4月から46年3月までの期間の保険料は現年度納付が可能であるが、C市の被保険者名簿では当該期間の保険料は未納とされているほか、申立人が所持する同年3月19日にB市で再交付された年金手帳の記録をみても、この間の保険料納付をうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付等を行っていたとする申立人の母親は既に他界しているため、申立人から申立期間①及び②の保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年11月及び同年12月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月及び同年12月
② 昭和55年4月から57年3月まで

申立期間①について、A市に居住していたころ、夫婦二人分の保険料を私が納めていた。申立期間は夫が国民年金から厚生年金保険に切り替わった時期のようだが、だからといって自分の国民年金保険料も納めないようになるということは無いと思う。

当時の納付についてはっきりとした記憶は無いが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について生活に余裕が無かった時期に、国民年金について、夫婦共に何年間か続けて免除申請をした。

その後、経済的にゆとりができたころ、市役所から免除期間について追納できるとの通知がきたので、夫婦共に保険料を追納した。最後の追納の時、市役所の職員が「これで追納できる場所はすべて追納しました。」と話してくれたのを覚えている。

免除期間はすべて追納したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金保険料納付記録をみると、申立期間の前後の期間の保険料はいずれも現年度納付されていることが確認でき、申立人は、当時生活に特段の大きな変化は無かったとしている。

また、申立期間直後の昭和53年1月から同年3月までの期間の保険料は、

同年3月31日に納付されていることが確認できるが、この時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、申立人夫婦は、昭和52年7月から納付組織を通じて保険料の納付を行っていたと考えられるところ、申立期間の前後の期間はいずれも3か月の保険料を一括納付しており、申立期間（2か月）の直前の同年10月の1か月しか保険料を納付しないのは不自然である。

次に、申立期間②について、申立人の国民年金保険料納付記録をみると、申立人夫婦共に昭和55年4月から60年3月までの期間については保険料免除の承認を受け、57年4月から58年3月までの期間は平成4年4月に、昭和58年4月から59年3月までの期間は平成5年1月に、昭和59年4月から60年3月までの期間は平成6年4月にそれぞれ夫婦共に保険料を追納していることが確認できる。

また、市及び社会保険庁のいずれの記録も、申立期間は申請免除期間とされており、申立期間後の追納日も同一日が記載されており、その記録管理に不備はうかがえない。

さらに、申立人夫婦は、追納に至った経緯について、B市からの通知であったとすると、B市によると被保険者に対し個別に追納勧奨を行ったことは無いとしており、社会保険庁においても、同庁としての組織的な追納勧奨は平成4年1月に免除後9年目及び10年目の被保険者を対象に初めて実施したとしている。この場合、追納勧奨がなされた時点では、申立期間の保険料は時効の到来により制度上追納することができない期間となる。

加えて、申立人夫婦は、追納を行った時期、その回数及び納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月から同年7月まで
② 平成14年10月から同年12月まで

私は、平成元年5月ごろにA市役所で国民年金への加入手続をし、その後送付されてきた納付書により、厚生年金保険に加入するまでの期間の3か月の保険料を郵便局で納付した。

その後、平成14年にB市役所で国民年金に再加入し、厚生年金保険に加入するまでの期間の3か月の保険料を納付した。

この期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①についてみると、申立人の国民年金への加入手続は、国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、平成元年6月1日から同年6月5日ごろに行われたものと推定でき、この時点において、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人が陳述する納付方法及び納付場所については、当時のA区の収納制度と符合する。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね符合する。

次に、申立期間②についてみると、前後の期間が厚生年金保険の加入期間であり、国民年金の被保険者となる期間は平成14年10月1日から15年1月1日までとなるが、申立人の国民年金への再加入手続は同年2月12日ごろに行われていることが確認できる。この時期、申立人が再加入手続を行ったと

するB市役所では既に保険料の収納業務を行っていないため、後日、社会保険庁から送付されてくる納付書により保険料を納付することになる上、この時点において申立人は厚生年金保険の被保険者であった。

また、申立人は、再加入手続を行った時期、保険料の納付時期及び納付場所の記憶が曖昧である。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年5月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

女性の集金人が自宅に国民年金保険料を集めに来ていた。私はその集金人に夫の分と併せて夫婦二人分の保険料を納付した。保険料を納付したとき、集金人は手帳にスタンプを押していたことを記憶している。私は、夫の保険料と自分の保険料を同じように納付してきたのに、申立期間について、夫の保険料は納付済みとされ、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を申立人の夫と一緒に、夫婦二人分を月々集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人とその夫の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、昭和41年6月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年4月から平成2年11月まで、申立期間を除き夫婦同一の納付記録となっていることが確認できる。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、A市では申立期間当時、集金人による保険料納付が行われており、申立人の陳述と符合するほか、申立期間の前後を通じて、申立人の生活に変化はみられなかった。

さらに、申立人の夫の申立期間における納付記録は納付済みとなっており、通常、集金人であれば夫婦の一方だけを集金するとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から52年3月まで
② 昭和52年10月から53年3月まで

申立期間①については、同居していた姉が、国民年金の加入手続きをしたものと思う。姉が国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付するのを見たことがあり、また毎月、納付しているとも聞いたことがある。

申立期間②については、昭和50年に結婚し、その後、52年4月ごろに姉から結婚したのだから自分で保険料を納めなさいと納付の書類を渡され、自分で保険料の納付を開始した。結婚してA市B区で生活をしていたが、保険料の納付書は住民登録していたA市C区の姉の自宅に送られてきたので、この納付書を職場が一緒であった姉から受け取り、銀行又は郵便局から納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、市の国民年金保険料の収納は、印紙検認方式であったが、申立人所持の年金手帳をみると、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間の印紙検認記録欄に、本来納付があれば押されるべき検認印が無い。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の姉は、昭和47年4月から49年12月までの期間の保険料は未納となっているほか、申立人の姉の特殊台帳の記録から50年1月から51年9月までの期間、及び52年1月から同年3月までの期間の保険料は過年度納付であることが確認でき、保険料を毎月集金人に納付していたとする陳述とは符合せず、申立人の保険料を納付してい

たとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 50 年の結婚後は、同居していた姉とは別居し、その後、姉から保険料の納付書を受け取ったのは 52 年 4 月からであると陳述するとともに、申立期間①について、申立人は、加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の姉からは、この間の事情を聞くことができなかった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するために、類似した氏名を含む氏名検索及び年金手帳に誤って記載されていた生年月日での検索を行うも、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人は、申立期間当時、A 市 B 区に住んでいたが、住民登録は A 市 C 区の申立人の姉の自宅にしていたので、保険料の納付書は、姉の自宅に送られてきており、銀行又は郵便局で納付したと陳述している。当時、市の国民年金保険料の収納は、自主納付方式で被保険者に送られてきた納付書を使って金融機関等から納付する方法であったことから申立人の陳述と一致する。

また、申立人所持の昭和 47 年 2 月 3 日発行の年金手帳には、D 区から C 区への住所変更手続が 52 年 7 月 13 日になされていることから、申立期間②の納付書は C 区から発行されたと考えられ、姉から納付書を受け取ったとする陳述とも符合する。

さらに、申立人自身が保険料の納付を開始した、昭和 52 年 4 月からは申立期間を除き保険料は納付済みであるとともに、申立期間の前後においては、申立人の生活状況に大きな変化が無く、申立人の姉の自宅に送付された納付書を使って、申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間前は、夫が厚生年金保険に加入し、私は夫に扶養されていた。そのころ、私の友人から、夫が厚生年金保険の加入であっても妻は国民年金に加入できると勧められ、一緒に区役所に行ってもらい加入手続をした。所持している国民年金手帳の被保険者となった日は、昭和52年1月となっているので、この時に区役所で国民年金の任意加入手続をしたと思う。加入した時に保険料はどのように納付したかの記憶は無いが、その場で職員から保険料はいくらと言われれば、一緒に区役所に行った友人がみている前で保険料を納付しないのは恥ずかしいことなので納付したと思う。

国民年金に加入している期間はすべて納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その友人から、夫が厚生年金保険の加入であっても、妻は国民年金に加入できると勧められ、その友人と一緒に区役所に行き、国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、その夫が厚生年金保険被保険者であったが、昭和52年1月に任意で国民年金に加入しているとともに、申立期間を除き保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、市では国民年金加入時に直近の保険料については、手書きの納付書を発行していたとしており、積極的に任意加入した申立人が申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

私は昭和51年に国民年金に任意加入し、数か月に一度自宅に来る集金人に、国民年金保険料を自分で納付していた。

平成15年ごろに、年金相談で社会保険事務所に出向いた時に、国民年金加入期間のうち、21か月が未納だと聞いて抗議したが、取り合ってもらえなかった。平成20年に再度、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、昭和59年度の12か月は納付済みに訂正されたが、残りの9か月は未納だと回答を受けた。

私は、申立期間①及び②の当時、国民年金保険料を納付できない生活状況では無かったし、納付書があれば納付していたはずなので、申立期間①及び②の合計9か月が未納とされているのに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年2月に国民年金に任意加入して以降、申立期間①及び②を除いて、60歳到達月まで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったと考えられる上、申立期間①及び②を合計しても9か月と短期間である。

また、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録及び特殊台帳の記録から、申立期間①及び②の前後の期間の保険料が現年度納付されていることが確認できる。

さらに、昭和59年4月から60年3月までの期間の保険料については、社会

保険庁の記録においては、当初、未納とされていたが、A市の国民年金被保険者名簿において納付済みと記録されていることが確認されたことから、平成20年6月11日付けで、未納から納付済みに記録訂正されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

一方、昭和54年5月から同年10月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年9月まで
② 昭和54年5月から同年10月まで

私は、昭和52年10月に会社を退職後、少ししてからA市役所で国民年金の加入手続を行った。

最初の国民年金保険料は、手書きで作成された納付書を使って、市役所内の金融機関窓口と自宅近くの金融機関で合計3万円ほど納付し(申立期間①)、その後の保険料は、郵送されてきた納付書で納付書ごと又は1年分まとめて金融機関で納付した。

申立期間①の保険料は、加入当時に納付しているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

また、昭和54年5月から同年10月まで(申立期間②)は、厚生年金保険に加入していたと知らず、国民年金保険料を納付しており、その期間の保険料を重複して納付したことになるが、国民年金保険料の還付を受けた覚えが無い。

厚生年金保険加入期間に重複して納付した、申立期間②に係る保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和53年10月に国民年金手帳記号番号が払い出された後は、国民年金加入期間に保険料の未納は無く、納付意識が高か

ったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①の保険料を市役所内の金融機関及びほかの金融機関で合計3万円ほどまとめて支払ったとしているところ、当該金額は、申立期間に係る保険料額とほぼ一致している。

さらに、A市では、年度途中で国民年金の加入手続を行った強制加入被保険者に対して、現年度の4月以降の納付書を手書きで発行していたとしており、また、B社会保険事務所では、所轄する各市町村の国民年金担当窓口に通年度納付用の納付書を預けており、当時、A市においても通年度納付書の発行は可能であったとしており、申立人の陳述と符合する上、このような方法で申立期間①の納付書の交付を受けた申立人が当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、社会保険事務所が保管する還付整理簿及び社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②の国民年金保険料が、厚生年金保険加入による重複納付を理由として、同じ理由で重複納付となった平成5年6月から7年3月までの保険料と併せて、7年5月22日に還付決定され、同年6月20日に、二つの期間の還付金合計25万2,710円が還付支払とされ、申立人名義の金融機関口座に振り込みされていることが確認でき、還付金額は申立期間②を含む二つの期間の重複納付された保険料額の合計に一致するなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間②に係る保険料と併せて還付処理された平成5年6月から7年3月までの保険料還付については、還付金の受領を記憶している。

さらに、申立期間②の国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間②の国民年金保険料の還付を受けていないと認めることはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、54年5月から同年10月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2767

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年12月まで
結婚の翌年である昭和39年4月以降、夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに、申立期間の9か月のみ、夫だけ保険料を納付することはあり得ない。
上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

夫の所持する昭和51年以降の夫婦二人分の領収証書をみると、すべて夫婦二人分の納付日が同一日であり、申立てどおり、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられる。

また、夫婦二人分の手帳記号番号の払出時期をみると、夫は昭和39年8月7日、申立人は40年2月22日と異なっているが、それぞれの払出時点において、申立期間を含む昭和39年度の保険料は現年度保険料であり、申立期間は、夫婦二人分を一緒に納付してきたとする夫は納付済みである上、9か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和40年1月以降、高齢任意加入を含め、申立人が満額の年金を受給するために必要な32年の保険料を完納し、夫についても、39年4月以降、高齢任意加入を含め、夫が満額の年金を受給するために必要な34年の保険料を完納しており、夫の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から43年3月まで

私は、自宅を訪れた区役所の職員に勧められたので、時期は定かでないが、自分で区役所へ行き国民年金の加入手続を行った。その後は、自宅に来る集金人に、毎年1年分をまとめて支払ってきたが、最初のころだけ、1万円ほどの保険料を何回かに分けて支払った記憶がある。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和44年3月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推定できる。この時点において、申立期間のうち、41年12月の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

一方、区の被保険者名簿をみると、申立人が加入手続を行ったとみられる時期の昭和44年3月26日に、昭和43年度の1年分の保険料をさかのぼって現年度納付し、その2か月後の昭和44年5月19日に、昭和44年度の1年分の保険料をまとめて納付していることが確認でき、申立人が加入当初に、保険料を何回かに分けて納付したとする申立内容と符合する上、これらの保険料額と加入時点において、制度上、過年度納付が可能であった昭和42年1月から43年3月までの保険料額を合算すると、1万500円となり、申立人の記憶する納付金額とおおむね一致する。

また、申立人は、納付日が確認できる昭和44年度から46年度まで、毎年5

月に1年分をまとめて納付しているほか、申立期間を除き、60歳期間満了まで保険料をすべて納付している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から43年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

一方、昭和52年8月及び同年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から48年3月まで
② 昭和52年8月及び同年9月

私は息子の入院を契機に、夫と一緒に夫婦二人分の国民年金と国民健康保険に加入し、保険料も一緒に夫婦二人分を納付してきた。年金を受給する段階になって、夫の納付期間と私の納付期間に格段の差があることに気がつき、納付記録を調べてもらったところ、夫婦二人分を同じように特例納付したはずの申立期間①について、私だけ未納とされていた。

申立期間①の夫の保険料は、当時自営していた会社の経理担当者が夫の通帳から8万5,350円を出金して、A銀行B支店で納付した。私は同じ金額を家計から準備し、翌日、当時C市にあった社会保険事務所で納付した。申立期間①に係る保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②については領収書を所持しているが、還付された記憶も無いのに還付されたことにされている。還付されていないのだから、この期間を国民年金の加入月数に加算してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を夫が特例納付した翌日に、自身も社会保険事務所で特例納付したと申し立てしているところ、当時、D市では被保険者の年金受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に到達するまでの間、未

納無く納付したとしても資格期間が不足する恐れのある者を対象に特例納付の勧奨を行っていた。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和48年4月2日に払い出されており、この手帳記号番号の払出し時点において、夫は44歳であったことから、第2回特例納付実施時期に当たる50年12月に特例納付の勧奨を受け、同年12月18日に40年4月から47年12月までの保険料を特例納付し、48年1月から同年3月までの3か月の保険料を過年度納付していることが、特殊台帳により確認できる。

一方、申立人も当時、既に35歳であり、夫と同時期の昭和50年12月に特例納付勧奨を受けていることが特殊台帳で確認できる。

また、申立人は夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、国民年金保険料も夫婦二人分を一緒に納付してきたと申し立てているところ、納付記録をみると、国民年金に加入した昭和48年度から51年度までは、夫婦共に保険料を現年度納付し、また、この間において確認できる夫婦二人分の納付日は一致しているほか、合算対象期間や申請免除期間を含めて、申立期間①後の未納はみられず、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①の国民年金保険料納付に至る経緯、納付場所、納付方法及び納付金額などに関する申立人の陳述内容は、具体的で当時の制度状況と符合している。

加えて、夫が経営する自営業は当時順調であり、国民年金保険料納付が困難な経済状況では無かったことなどから、申立人が申立期間の保険料について夫の分のみを納付し、自らの保険料を納付しなかったとは考え難い。

次に、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、還付された記憶が無いと申し立てているが、申立人の特殊台帳をみると、申立期間②の国民年金保険料4,400円を昭和52年12月13日に還付決定した旨が記録されている。

そこで、申立人の被保険者名簿を見ると、昭和52年12月3日に申立人の強制加入被保険者資格を喪失した旨の記録があることから、この日に申立人は、夫が同年8月から会社に就職し厚生年金保険に加入していた旨を申告したため、この還付手続が行われたものと考えられる。

なお、当該還付に係る事務処理が適正になされなかったことをうかがわせる事情等も見当たらないことから、上記還付決定どおりの還付金が支払われたものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、また、52年8月及び同年9月の保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月15日は41万円に、16年7月16日は45万円に、同年12月16日は45万8,000円に、17年7月19日は45万8,000円に、同年12月16日は54万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日 (冬期賞与)
② 平成16年7月16日 (夏期賞与)
③ 平成16年12月16日 (冬期賞与)
④ 平成17年7月19日 (夏期賞与)
⑤ 平成17年12月16日 (冬期賞与)

A社に勤務していた期間のうち、平成15年12月から17年12月までの間に支払われた賞与(計5回)から控除された厚生年金保険料に係る標準賞与額の記録が無い。

A社が賞与支払届を提出していなかったものと考えられるので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた給与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月15日の標準賞与額(41万円)、16年7月16日の標準賞与額(45万円)、同

年12月16日の標準賞与額(45万8,000円)、17年7月19日の標準賞与額(45万8,000円)、同年12月16日の標準賞与額(54万6,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月15日は28万円に、16年7月16日は30万円に、同年12月16日は31万円に、17年7月19日は31万円に、同年12月16日は35万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日 (冬期賞与)
② 平成16年7月16日 (夏期賞与)
③ 平成16年12月16日 (冬期賞与)
④ 平成17年7月19日 (夏期賞与)
⑤ 平成17年12月16日 (冬期賞与)

A社に勤務していた期間のうち、平成15年12月から17年12月までの間に支払われた賞与(計5回)から控除された厚生年金保険料に係る標準賞与額の記録が無い。

A社が賞与支払届を提出していなかったものと考えられるので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた給与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月15日の標準賞与額(28万円)、16年7月16日の標準賞与額(30万円)、同

年12月16日の標準賞与額(31万円)、17年7月19日の標準賞与額(31万円)、同年12月16日の標準賞与額(35万1,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月15日は26万円に、16年7月16日は28万円に、同年12月16日は29万2,000円に、17年7月19日は29万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日 (冬期賞与)
② 平成16年7月16日 (夏期賞与)
③ 平成16年12月16日 (冬期賞与)
④ 平成17年7月19日 (夏期賞与)

A社に勤務していた期間のうち、平成15年12月から17年7月までの間に支払われた賞与(計4回)から控除された厚生年金保険料に係る標準賞与額の記録が無い。

A社が賞与支払届を提出していなかったものと考えられるので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた給与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月15日の標準賞与額(26万円)、16年7月16日の標準賞与額(28万円)、同年12月16日の標準賞与額(29万2,000円)、17年7月19日の標準賞与額(29万2,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日(冬期賞与)

A社に勤務していた期間のうち、平成15年12月に支払われた賞与から控除された厚生年金保険料に係る標準賞与額の記録が無い。

A社が賞与支払届を提出していなかったものと考えられるので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた給与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月15日の標準賞与額(32万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月15日は28万円に、16年7月16日は30万円に、同年12月16日は31万1,000円に、17年7月19日は31万1,000円に、同年12月16日は35万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日 (冬期賞与)
② 平成16年7月16日 (夏期賞与)
③ 平成16年12月16日 (冬期賞与)
④ 平成17年7月19日 (夏期賞与)
⑤ 平成17年12月16日 (冬期賞与)

A社に勤務していた期間のうち、平成15年12月から17年12月までの間に支払われた賞与(計5回)から控除された厚生年金保険料に係る標準賞与額の記録が無い。

A社が賞与支払届を提出していなかったものと考えられるので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた給与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月15日の標準賞与額(28万円)、16年7月16日の標準賞与額(30万円)、同年12月16日の標準賞与額(31万1,000円)、17年7月19日の標準賞与額(31万1,000円)、同年12月16日の標準賞与額(35万1,000円)に基づく保険料

について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社。)C支社における資格取得日に係る記録を昭和46年10月17日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月17日から同年11月1日まで

昭和37年4月にA社に入社後、平成7年1月に定年退職するまで、正社員として継続勤務していたが、同社C支社で勤務していた46年10月17日から同年11月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

給与明細書等が残っていないが、在職中に厚生年金保険料が控除されていない月があったという記憶は無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員台帳及び雇用保険の記録並びに同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる(昭和46年10月16日にA社D支社から同社C支社に異動、同年11月1日に同社同支社から同社E支社に異動)。

また、社会保険事務所が保管していたA社C支社の厚生年金保険被保険者名簿を確認すると、申立人について、昭和46年10月16日にいったん被保険者資格を取得しているが、同年11月12日に同支社の事務処理誤りにより被保険者資格の取得の記録を取り消されている事実が認められる。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支社の厚生年金保険被保

険者名簿における取消し前の被保険者資格の取得時の記録から 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届や喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで
昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 10 月 1 日までの厚生年金保険加入期間について、照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
脱退手当金の請求書を提出した記憶も無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 9 月に A 社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の昭和 36 年 2 月 1 日から約 2 か月後の同年 3 月 22 日に支給決定されていることが確認できる。

一方、A 社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の資格喪失年月日は、昭和 35 年 10 月 1 日となっているところ、申立人の脱退手当金支給額計算の基礎は、33 年 10 月 1 日から 36 年 2 月 1 日までの 28 か月とされており、不自然である。

また、B 年金基金が保管している社員名簿（人事記録及び給与記録）によれば、昭和 35 年 9 月 7 日に採用され、同日より組合員の資格を取得しているにもかかわらず、申立人は 36 年 2 月 1 日まで勤務したとして脱退手当金を請求したことになるが、申立人がそのような請求をしたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 31 日から 38 年 12 月 31 日まで

A社(B県)における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

在職当時、先輩社員から、退職後脱退手当金をすぐに受け取ることはせず、厚生年金保険加入記録は残しておいた方がよいと聞いていた。退職時は結婚の準備等で忙しく、その後県外に転居したこともあり請求手続は行っていない。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年2か月後の昭和40年3月2日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままである上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は脱退手当金が支給されてから約16年後の昭和56年9月21日付けで変更処理がされていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は39年3月3日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したことには不自然さが残る。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年11月20日から厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月20日から26年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社から、その系列会社であるB社に異動した直後の7か月が未加入であるとの回答をもらった。

しかし、A社とB社は同じビルの同じフロアで、継続して勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、B社の所在地は、C市D区となっているが、A社が同市D区に事業所を移転する前に所在した同市E区において事業所検索をしたところ、同社と同一所在地（C市E区）に、「B社」という事業所が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録から、C市E区所在の「B社」が、厚生年金保険の適用事業所では無くなった日と同市D区所在のB社の新規適用日は、同じ昭和26年6月1日であることが確認できる。

加えて、C市E区所在の「B社」に係る厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名で同一生年月日の被保険者名が記載されており、その者に係る厚生年金保険被保険者番号は、申立人の厚生年金保険被保険者番号と1番違いであるところ、社会保険庁の記録によると、当該被保険者番号に該当する者はい

ないことから、同市E区所在の「B社」に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人と同姓同名の者の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の未統合記録であると認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立期間に係る未統合の記録から、7,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、既に平成8年12月1日に訂正され、厚生年金保険法75条本文の規定により、申立期間については、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を8年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和42年4月1日にA社に入社し、平成8年12月1日に同社本社から同社B支社に転勤となった。その際に会社の事務処理の誤りで厚生年金保険加入記録に1か月の空白期間が生じたため、平成16年に会社が資格喪失日の訂正手続を行った結果、記録は訂正されたものの、年金給付には反映していないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録については、平成16年9月1日に事業主から健康保険・厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正届が提出され、8年11月30日から同年12月1日まで厚生年金保険の被保険者であったと認められ、資格喪失年月日が同年12月1日に訂正されている。

ただし、当該訂正の時点においては、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、申立期間についての年金記録の確

認を求めているものであるが、事業所保管の賃金台帳、平成8年11月及び同年12月の給与明細書の控え並びに雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（平成8年12月1日に同社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の控えの保険料控除額及び平成8年10月の社会保険事務所の記録から、56万円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された訂正届により、A社の資格喪失日が平成8年12月1日に訂正されていることから、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月21日から同年9月20日まで

ねんきん特別便が届いたので内容を確認したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の内容であることに疑問を感じた。当該期間について厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給料支払明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書（昭和48年8月及び同年9月）及び雇用保険の記録（昭和48年7月7日に資格を取得、同年9月20日に離職）により、申立人が申立期間を含めA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書及び昭和48年7月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和49年2月28日に社会保険の適用事業所では無くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年1月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月14日から同年2月21日まで

私は、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和45年1月について加入記録が無いとの回答をもらった。42年4月から転勤による異動はあったが、申立期間も継続して同社に勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の社員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同行に継続して勤務し(昭和45年1月14日に同社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社では、本来は、申立人の異動発令日で資格取得届を行うべきところ、申立人の生年月日を誤って記入した可能性があるものの資料が無いため不明である旨、回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間に係るA社（現在は、D社。）B支社における資格取得日に係る記録を昭和31年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月25日から同年12月2日

私は、昭和31年4月1日にA社に入社し、59年4月30日に同社を退職するまで、Aグループ企業内で勤務していた。

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社C支社から同社B支社に異動した時期と重なる、昭和31年11月25日から同年12月2日までが空白期間とされているが、申立期間中は継続して同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答書及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から継続して控除されていたと認められる。

なお、同社の人事発令書によると、昭和31年11月21日付けで同社C支社から同社B支社への異動が発令されていることから、両事業所は同社C支社での資格喪失日である同年11月25日付けで資格の取得及び喪失手続を行うべきであったと考えられる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和31年12月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人から申立期間に係る保険料を控除していたものの、事業所間

の異動に伴う厚生年金保険の資格の取得及び喪失手続において、事業所間の連携不足等により事務的過誤があった。」と陳述している上、申立人と同時期に同社C支社から同社B支社へ異動となった同僚2名についても、同社B支社での資格取得日が昭和31年12月2日となっており、申立人と同様に厚生年金保険加入記録に1か月の空白期間が生じていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和53年10月18日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月18日から同年10月18日まで

私は、A社（現在は、B社。）に昭和28年3月に入社して、平成元年1月31日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、同社C支店での資格喪失日が昭和53年9月18日、同社D支店での資格取得日が同年10月18日とされており、1か月の空白期間があることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B銀行提出の人事記録、E健康保険組合、F厚生年金基金、雇用保険の各記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたと認められる。

一方、当該厚生年金基金の加入員ファイル検索表及び異動記録相違表によると、申立人の異動日記録は昭和53年10月18日と記載されているほか、申立人の加入員記録は申立期間を含め継続していることが確認できることから、A社C支店における資格喪失日は同年10月18日と認められる。なお、当該事業所は、申立期間当時、「通常は厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は複写式の様式を使用していた。」としていることから、厚生年金基金に提出された届出書と同一のものが社会保険事務所に提出されていたものと考えられる。

これらを、総合的に判断すると、昭和53年10月18日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員ファイル検索表の記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和21年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を240円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月26日から22年5月1日まで

私は、昭和21年10月26日にA社に入社したが、社会保険事務所では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、22年5月1日と記録されている。

私が所持する給与明細書には、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことが記載されているので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及びC健康保険組合の健康保険証から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書による厚生年金保険料の控除額から、240円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和21年11月1日にA社に入社した後、平成4年10月に退職するまで、同社に継続して勤務したが、社会保険事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

私が所持するA社の社員名簿からも同社に継続して勤務していたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和31年10月1日に同社C営業所から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年11月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和29年1月20日から厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年5月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者の資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和29年1月から30年4月までの標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年から31年まで

私は昭和27年から31年にかけてA株式会社に勤務し、B業務に従事していた。しかし、当時の厚生年金保険の加入記録が全く無いことに納得がいかない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和27年から31年までA社に勤務していたと陳述している。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認すると、申立人と氏名が酷似する被保険者記録が存在し、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

しかし、当該被保険者記録は昭和29年1月20日から30年5月5日までであり、申立期間よりは短い。この点について、申立人は、申立期間の27年から31年というのは他事業所も含めた勤務経歴からの逆算であり、実際はもっと短かったかもしれないと陳述している。

また、申立人の複数の同僚は、申立期間のうち、期間は明らかでないものの、申立人と氏名が酷似する従業員はほかにいなかったと陳述しており、上記の申立人と氏名が酷似している者の被保険者記録は、申立人の未統合の厚生年金被保険者記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 27 年から 29 年 1 月 20 日までの期間と、30 年 5 月 5 日から 31 年までの期間にかけては、同僚から申立人の勤務についての陳述を得られなかった。また、申立人が同じ職種に従事していたとする同僚の氏名も申立ての事業所に係る被保険者名簿で確認できなかったことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、D社。）B支社における資格喪失日に係る記録を昭和56年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月30日から同年10月1日まで

私は昭和56年10月1日付けで当時のA社B支社から同社C支社へ転勤となった。

申立期間については、A社B支社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された人事異動歴証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和56年10月1日に同社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年8月の社会保険事務所の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和56年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料

について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月29日に、C社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和42年3月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和43年5月29日に同社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年6月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和30年4月から、申立期間もA社に継続して勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者及び同僚の陳述並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和49年12月1日に同社B支社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年10月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、事業主が昭和49年11月30日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年12月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る
厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支社における資格取得日に係る記録を昭和27年2月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和7年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和27年2月4日から同年4月17日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和26年10月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及び申立人の陳述内容から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和27年2月4日に同社本社から同社C支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、同時期に異動した者の資格取得日を見ると、ほかに複数名同じように欠落していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月3日から37年3月1日まで

私は、昭和33年にA社に入社し、35年から同社B支店でC業務に従事していたが、36年11月に同支店から同社D支店に異動した。

しかし、社会保険庁の記録では、A社D支店に勤務していた期間のうち、昭和36年11月3日から37年3月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和36年11月3日に同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D支店は、昭和37年3月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社B支店において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年10月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同様にA社B支店から同社D支店に転勤となった同僚3名は、いずれも申立人と同様に4か月の厚生年金保険被保険者期間の空白期間が確認できるこ

とから、事業主は昭和36年11月3日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月から37年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和33年4月にA社に入社し、平成11年3月に定年退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、A社B支社から同社C支社に転勤した時期の1か月が厚生年金保険の未加入期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びA社提出の人事記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和42年12月1日に同社B支社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年10月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知

を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年4月16日から同年5月1日まで、34年11月9日から35年4月1日まで及び46年4月1日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年5月1日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を34年11月9日に、同社同支店における資格喪失日に係る記録を46年5月1日に訂正し、26年4月の標準報酬月額を4,000円とし、34年11月から35年3月までの標準報酬月額を1万8,000円とし、46年4月の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和26年4月及び34年11月から35年3月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主が、申立人に係る昭和46年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月16日から同年5月1日まで
② 昭和34年11月9日から35年4月1日まで
③ 昭和46年4月17日から同年5月1日まで
④ 昭和52年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社とD社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和21年11月からA社に継続して勤務していたのは間違いなので、被保険者であったことを認めてほしい。また、52年7月1日からD社に勤務していたことは間違いなので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和26年5月1日に同

社A支店から同社E支店に異動、34年11月9日に同社F支店から同社C支店に異動)、申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③については、A社の人事記録及び同社人事担当者の証言から、申立人が申立期間も同社に勤務し、申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和26年4月の標準報酬月額については、A社の人事記録から4,000円、申立期間のうち、34年11月から35年3月までの標準報酬月額については、35年4月の社会保険事務所の記録から1万8,000円、申立期間のうち、46年4月の標準報酬月額については、同年3月の社会保険事務所の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間①及び②については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③については、厚生年金保険の記録における資格喪失日と雇用保険の記録における離職日の翌日がいずれも昭和46年4月17日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同一日と記録したとは考え難いことから、事業主が同一日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④については、D社で部長として申立人と同じ業務に従事したとする同僚から、申立期間当時、申立人が同社で勤務していたとの証言があることから、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、D社の事業を継承したG社の人事部門を担当するH社は、「D社を合併した際、G社に移籍しなかった人の資料が散逸して保管されていないため、申立人の入社日を確認できる資料が無く、申立人の昭和52年7月の保険料控除についても不明である。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを確認できる資料等は無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月から40年4月までの期間は3万6,000円、同年5月から41年2月までの期間は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月16日から41年3月16日まで

社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無く、納得できない。当該期間について厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書、B社の人事記録及び雇用保険の記録より、申立人が同社に継続して勤務し(昭和39年8月16日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び社会保険事務所の記録から昭和39年8月から40年4月までの期間は3万6,000円、40年5月から41年2月までの期間は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届、健康保険厚生年保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しな

いととは考え難いことから、事業主は、申立てどおりの資格取得届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 8 月から 41 年 2 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から51年12月まで
昭和44年当時、結婚したばかりで、当時、妊娠中の妻が私に何かあつては大変だと思い、A市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料は、妻が郵便局又は市役所で毎月納付してくれていたと聞いている。
それなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和44年に申立人の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年に夫婦連番で払い出されており、この国民年金手帳記号番号では、申立期間の保険料を現年度納付することはできず、申立期間のうち、44年5月から49年12月までの保険料は、時効により、さかのぼって過年度納付することもできない。

また、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻は、申立期間の保険料を、A市役所から送付された納付書により郵便局の窓口で納付していたと陳述しているが、A市役所が納付書による金融機関窓口での保険料納付を開始したのは昭和51年10月であり、申立期間のうち、同年9月までの保険料については、金融機関からの納付はできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

生活に余裕が無かった時期に、国民年金について、夫婦共に何年間か続けて免除申請をした。

その後、経済的にゆとりができたころ、市役所から免除期間について追納できるとの通知がきたので、夫婦共に保険料を追納した。最後の追納の時、市役所の職員が「これで追納できる場所はすべて追納しました。」と話してくれたのを覚えている。

免除期間はすべて追納したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付記録をみると、申立人夫婦共に昭和55年4月から60年3月までの期間については保険料免除の承認を受け、57年4月から58年3月までの期間は平成4年4月に、昭和58年4月から59年3月までの期間は平成5年1月に、昭和59年4月から60年3月までの期間は平成6年4月に、それぞれ夫婦共に保険料を追納していることが確認できる。

また、市及び社会保険庁のいずれの記録も、申立期間は申請免除期間とされており、申立期間後の追納日も同一日が記載されており、その記録管理に不備はうかがえない。

さらに、申立人夫婦は、追納に至った経緯について、A市からの通知であったとすると、A市によると被保険者に対し個別に追納勧奨を行ったことは無いとしており、社会保険庁においても、同庁としての組織的な追納勧奨は平成4年1月に免除後9年目及び10年目の被保険者を対象に初めて実施したと

している。この場合、追納勧奨がなされた時点では、申立期間の保険料は時効の到来により制度上追納することができない期間となる。

加えて、申立人夫婦は、追納を行った時期、その回数及び納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2772

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

昭和41年10月からA市でB業務従事者として働き、42年4月ごろ、事務所の事務長から国民年金のことを聞き、老後のために加入手続を頼んだ。

事務長から年数の足りない分をさかのぼって納付すると言われ、金額ははっきりと覚えていないが、まとまった現金を渡した。

事務長は、私が昭和57年9月にその職場を辞めるまで国民年金保険料の納付をしてくれていたし、信用しているので、未納があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月ごろ、当時働いていたところの事務長から国民年金のことを教えてもらい、事務長に国民年金への加入手続を行ってもらおうとともに、未納となっていた期間の保険料を納付してもらったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の手帳記号番号は昭和44年8月又は同年9月の間に払い出されていることが申立人の前後の被保険者の資格取得日等から推認でき、42年4月ごろに事務長に頼んで国民年金の加入手続をしたとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は国民年金への加入手続や申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付時期に関する陳述も変遷するなど申立人の納付をめぐる記憶も曖昧である上、申立人の保険料の納付を担っていたとされる事務長も既に死亡しているため、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書控え等)が無く、申立人がさかのぼって保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から51年3月まで
いつごろかはっきりしないが、A区役所の職員から国民年金への加入を勧められ、さかのぼった期間を分割して納付することも可能であると聞き、夫婦共に国民年金に加入した。
最初は夫の保険料のみを納付していたが、集金人の勧めもあり私も納付するようになり、夫婦共に何年もさかのぼって保険料を納付した。
しかし、納付記録をみると、夫は納付済みとされているのに、私の記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月10日に払い出されていることが同払出簿から確認でき、払出日からすると、申立期間のうち、41年3月から48年12月までの期間の保険料は時効の到来により制度上納付できない期間となる。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、申立人とは別の昭和49年11月21日に払い出されていることが同払出簿から確認でき、夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金への加入手続を行ったとする申立てとは符合しない。

さらに、申立人は、保険料を遡及納付した期間及び納付の時期についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日からすると、第3回の特例納付により申立期間の保険料を納付することは可能であるが、申立人が遡及納付したとする金額と特例納付した場合の保険料額は符合せず、申立人が特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

このほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧検索及び氏名の別読検索を

行ったが別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年3月まで
平成3年1月ごろに国民年金への加入を促す通知が送付されてきたので、母がA市役所で私の加入手続を行ってくれた。
加入後は、父の口座から口座振替により毎月私の保険料を納付していたにもかかわらず、平成3年4月に国民年金の加入手続をし、その時点から納付していた記録とされており納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、平成3年1月ごろにその母が申立人の加入手続をしてくれ、その時点から保険料も納付してくれていたのに、同年1月から同年3月までの期間の保険料が未納とされているとして申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人は、平成3年4月1日に国民年金の強制加入被保険者として資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳及びA市の被保険者台帳から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上保険料を納付することはできない。

また、国民年金制度の改正により、平成3年4月1日から従来任意適用とされていた20歳以上の学生も、第1号被保険者として強制適用されるようになったことに伴って、当時学生であった申立人が国民年金に加入したことが、A市の被保険者台帳の資格取得の前に○と記載されていることから確認できる上、申立期間について申立人が国民年金に加入していたとすれば任意加入期間となるが、申立人が任意加入被保険者であったことをうかがわせる事情及び別の手帳記号番号による保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人及びその両親の保険料の納付に用いられていた申立人の父

の農協の口座の振替状況を見ると、平成2年10月から平成3年5月までの期間は二人分の保険料が、また、同年6月からは3人分の保険料が口座振替により納付されていることが確認できる上、社会保険庁の記録において平成3年度の納付日が確認できる申立人及びその母は、同年6月から同一日に納付されていることから、口座振替による申立人の納付の始期は同年6月からであると考えるのが相当である。

加えて、申立人の国民年金の加入手続を行ったその母は、加入手続を行った際に1か月の保険料を納付したと陳述しているところ、平成3年4月及び同年5月の申立人の保険料は、口座振替以外の方法により、同年4月30日に納付されていることが社会保険庁の記録から確認できるものの、加入手続の際に申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から58年9月まで
私が会社を辞めた昭和49年6月ごろ、申立人の母親がA市役所で私の国民年金の加入手続をし、その後、母親が自身の保険料と一緒に私の分も納付してくれていた。
父親が国民年金の納付を怠らないよう母親に厳しく言っていたことを覚えているので、10年近くも納付の記録が抜けているのは納付できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和49年6月ごろに、その母親が申立人の国民年金の加入手続をするとともに、申立期間に係る申立人の保険料についても、母親が自身の分と一緒に納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人は昭和58年10月21日に任意加入被保険者として資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳及びB市の国民年金被保険者台帳から確認できる。任意加入の場合、国民年金の資格取得日は届出日となり、これよりさかのぼって加入することはできず、申立期間は未加入期間となるため、制度上この手帳記号番号により申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料の納付に関し直接関与していないため、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、申立人の旧姓を含め氏名の別読検索を行うもその痕跡は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から45年3月まで

私は、A市に住んでいた昭和43年8月ごろ、父から「国民年金に加入しておいた。」と聞いたのを記憶している。

当時、私は学生で収入も無く、卒業後もB学校に行っていたため保険料納付は、父がしてくれていた。国民年金手帳はみたことが無く、父がどんな方法で納めていたか分からない。

昭和45年4月に就職し、収入を得るようになってからは自分で納付するように変更したのを記憶している。保険料をどのように納付したかは覚えていない。督促を受けたことも無い。

昭和61年4月に3号の手続のため、当時居住していたB市役所に行ったとき、窓口担当に未納は50年1月及び同年2月の2か月間だけと言われた。申立期間が未納になっているとは聞いていない。

基礎年金番号に統合されたとき、入力漏れは無かったのか。

申立期間が未納とされていることについては納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続をし、申立人が就職するまで保険料を納付してくれた。昭和45年4月に就職してからは申立人自身が保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳をみると、昭和45年10月5日にA市で発行されていることが確認できる。この場合、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は保険料納付についての記憶が定かでない。

また、申立人は申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与し

ておらず、保険料を納付していたとする申立人の父は既に死亡しており、申立人自身も当時の具体的な状況については、聞いたことが無く分からないと陳述している。

さらに、申立人は昭和 61 年 4 月ごろ、第 3 号被保険者の手続に B 市役所に行ったとき、未納は 50 年 1 月及び同年 2 月のみと窓口で確認したと陳述しているところ、B 市の被保険者名簿をみると申立期間は未納の記録となることが確認でき、申立てと符合しない。

加えて、管轄の社会保険事務所において、申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿を調査し、各種氏名検索を行ったが、その他の記録は見当たらず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から40年3月まで

私は、A市で商売を始めた昭和38年8月ごろ、店に集金に来ていたA市の集金人に勧められて、集金人を通して国民年金の加入^{ちようふ}手続をした。

集金人に保険料を納付すると、国民年金手帳に印紙を貼付し、一冊目の手帳がいっぱいになったとき、「新しい手帳に替えるから。」と集金人が手帳を持って帰った。

しばらく期間が空き、次に集金人が来たときには別の人と変わっていて、一冊目の手帳が気になっていたが聞くことができなかった。

改めて、自分の納付記録を調べると、一冊目の手帳の記録が抜けていることが分かった。手帳を返してもらっていないので手元に無いが、納めていたことは間違い無いので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年8月ごろ、集金人を通して国民年金の加入手続をして以来、保険料を納付し続けていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和41年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認できる。この時点において、38年8月から39年3月までの期間の保険料は時効の成立により、制度上納付することができない。また、同年4月から40年3月までの期間の保険料は、過年度納付が可能であるが申立人はさかのぼって納めた記憶は無いと陳述している。

また、申立人の所持する国民年金手帳をみると、昭和41年7月1日に発行されていることが確認できる。申立人は一冊目の手帳がいっぱいになったとき集金人が手帳を持って帰ったと陳述しているが、国民年金手帳の印紙検

認記録欄は毎年度3月が最後の月であり、二冊目の手帳が7月に発行されるのは不自然である。

加えて、管轄社会保険事務所において、昭和35年10月から41年7月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査し、各種氏名検索を行ったが、その他の記録は見当たらず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年12月まで

私の両親が、A市の自宅若しくは経営していた事務所で、私の保険料を弟の分と一緒に集金人に納付しており、私は母が集金人と話をしているのを覚えているので、上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和47年9月30日に、申立人の弟及び申立人の妻と連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。この場合、申立期間のうち、36年4月から44年12月までの期間の保険料は時効の成立により、制度上、納付できない期間となっている。また、45年1月から47年3月までの期間の保険料は過年度納付が必要であるが、市では過年度納付を取り扱っておらず、集金人に納付したとする陳述とは符合しない。

また、申立期間に続く昭和49年1月から同年3月までの保険料は、特殊台帳の記録から昭和51年度に催告がなされ、52年度に納付されていることが確認できる。この時点においては、申立期間のすべての保険料が時効の成立により、制度上、納付できない期間となっている。

さらに、申立人と一緒に両親が保険料納付をしていたとする申立人の弟の資格の記録及び納付記録をみると、社会保険庁の記録から、昭和47年9月30日に申立人と連番で手帳記号番号が払い出されたものの、資格を取得した

38年9月から48年3月までの期間の保険料は未納となっている。

一方、申立人が保険料納付をしていたと述べている申立人の両親の資格の記録及び納付記録をみると、両親共に昭和36年4月から納付となっているが、社会保険庁の記録から、35年10月1日に国民年金の加入手続きをし、36年4月7日に、連番で手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できる。

以上のことから、申立人とその弟は、申立期間当時、申立人の両親とは納付状況が異なっていたことが推測される。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、申立人は氏名を、昭和42年8月にBからCに変更しているため、旧名を含めた各種の氏名検索をしたが、その他の記録は見当たらず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年9月まで

私は、自分の国民年金保険料を、夫と義弟の国民年金保険料と併せて、夫の金融機関の口座から振替納付してきた。その口座が残高不足で納付できなかったとき、納付できなかった保険料は、送付されてきた振込用紙を使ってA市の金融機関で納付した。夫と義弟の保険料が納付済みとされているのに、上記期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金保険料を、申立人の夫及び義弟の国民年金保険料と併せて、申立人の夫の口座から振替納付し、残高不足で振替納付できなかった期間の保険料については、送付されてきた納付書を使って金融機関の窓口で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の夫及び義弟の納付記録をみると、市の国民年金被保険者名簿から、申立期間を含む昭和59年4月から60年3月までの保険料は現年度納付されていることが確認できる。一方、申立人の納付記録をみると、申立期間の保険料は未納の記録となっていること、申立期間直後の59年10月から60年3月までの期間の保険料は、61年12月に過年度納付されていることが確認でき、申立人は申立期間を含む昭和59年度の保険料を現年度納付していなかったものと推定できる。

この点に関して申立人は、口座振替による納付ができなかった時は、納付書で納付していたと陳述しているが、申立期間直後の上記6か月の過年度納付日は保険料の納付期限を2年近く経過した昭和61年12月であり、この時点において、申立期間の保険料は時効の成立により、制度上納付できない期間になっている。

また、申立人の別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、その存在は見当たらず、ほかに別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から46年12月まで

私は、昭和47年1月ごろ、A市役所で国民年金の任意加入手続を行った際、さかのぼって国民年金保険料を納付したいと職員に相談したところ、職員から、30年の納付で年金額が満額になるので、さかのぼって5年分の保険料を納付して、その後、65歳までの25年間保険料を納付するように言われた。

当日、A市役所の窓口で、5年間の保険料額3万から4万円程度をさかのぼって納付し、赤い枠線の入った領収書もらった記憶がある。

さかのぼって保険料を納付した5年について、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月ごろに国民年金に任意加入し、加入当日にA市役所において、国民年金保険料の未納期間のうち、5年分をさかのぼって納付したとしているところ、申立人の国民年金記録をみると、A市の申立人に係る被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳から、昭和47年1月10日に国民年金に任意加入したことが確認できる。

しかし、国民年金の任意加入被保険者は、加入日に国民年金の被保険者資格を取得するため、加入日以前は国民年金被保険者資格を持たず、制度上、加入日以前の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、A市では、市役所及び同支所の窓口では、過年度保険料及び特例納付保険料の収納はできなかつたとしており、市役所の窓口で申立期間の保険料を納付したとする申立人の陳述と符合しない上、領収書の様式や申立期間の保険料額についても、申立人の陳述と符合しないなど、申立人の記憶は曖昧

である。

さらに、申立期間の保険料納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

会社を辞めて個人で仕事を始めた昭和59年4月ごろ、国民健康保険料を市役所へ納めに行った時、市役所の職員から国民年金の保険料が25か月未納になっていることを聞き、手持ちのお金が24か月しかなかったので1か月は後日支払うことにし、24か月と1か月の2枚の納付書に分けてもらい、24か月の保険料23万円から24万円ぐらいを市役所内の銀行で納付した。当時、家を売ってお金に余裕があったのでまとめて納付した。しかし、申立期間の納付記録は未納とされており納付できない。なお、残りの1か月は納めていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月ごろ、25か月の未納保険料について24か月と1か月の2枚の納付書を作成してもらい、24か月分として23万円から24万円ぐらいを市役所内の銀行で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、昭和42年11月1日に資格を喪失して以降、再取得していないことが、社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料は納付することはできない。

また、仮に、昭和59年4月に再加入の手续をしたとすると、申立期間のうち、57年3月から58年3月までの13か月は過年度納付、同年4月から59年3月までの12か月は現年度納付となり、24か月と1か月の2枚の納付書を作成してくれたとする陳述と符合しないとともに、過年度保険料は市役所内の金融機関で納付することができず、24か月の保険料を市役所内の銀行で納めたとする陳述とは符合しない。

さらに、申立期間の保険料合計額は13万2,600円であり、23万円から24万円ぐらいを納付したとする陳述とも符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において、同払出簿の縦覧調査を行い、また、氏名の別読みによる検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から45年3月まで

昭和39年10月に結婚し、翌40年ごろに夫が国民年金の加入手続をしてくれ、以後、私の分も含めて夫婦二人分の保険料を納めてくれた。社会保険庁の記録では申請免除の記録もあるとの事であるが、免除申請した覚えは無く、きちんと保険料を納めてきたはずであり、申立期間について納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和40年ごろに国民年金の加入手続を行い、加入後はその夫が、夫婦二人分の保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間について申請全額免除となっていることが、市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳の双方の記録から確認でき、当時は夫が夫婦二人分の保険料を納めていたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人と連番で払出しを受けている申立人の弟の特殊台帳をみると、申立人と同期間が申請免除の記録となっていることが確認できるほか、申立人の両親の納付記録をみると、申立人の母親は申立人と同期間、申立人の父親は申立人の期間と一部重複する昭和40年度に8か月が申請免除の記録となっていることが確認できる。これらの点を踏まえると、申立人の実家において申立人の加入手続及び年金手帳の管理が行われ、申請免除の手続も、当時の実家の何らかの事情によりなされたと考えるのが自然である。

さらに、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、申立期間と一部重複する昭和41年4月から45年3月までの期間の保険料を、同年5月及び同年6月に過年度納付していることが市の被保険

者名簿から確認できる。この場合、過年度納付する前においてはこの期間の保険料は未納であったことになり、夫が夫婦二人分の保険料を納めてくれていたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人に係る市の被保険者名簿を見ると、昭和 42 年に住所不明、45 年 5 月 29 日に発見と記載されていることが確認できる。この場合、申立期間のうち、全額免除申請後である 42 年 4 月以降は、市では住所不明者と認識しており、この間の保険料を納付することができなかったものと推定できる。

このほか、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年7月までの期間及び平成元年10月並びに同年11月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成元年7月まで
② 平成元年10月及び同年11月

私は、昭和63年3月末に会社を退職して厚生年金保険を脱退した後はアルバイトをしていたが、国民年金には絶対加入しておかなければならないという気持ちがあつて、退職後早期に市役所で加入手続を行い、保険料の納付を始めた。保険料は自分自身で、納付書によってその年度分を1か月分ごと納付していたが、納付金額及び納付方法等は覚えていない。領収書その他納付を証明するものは何も残っていないが、国民年金の重要性は強く意識していたので、納め忘れることは考え難く、申立期間も雇用保険やアルバイト等で一定の収入もあつたので、納付していることは確かだと思ふ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和63年3月末に会社を退職後、遅滞無く国民年金への加入手続を行い、その後は、1か月分ずつ保険料を納めたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、前後の加入者の手続処理日から昭和63年12月になされたものと推定できる。この場合、申立人の資格取得月である同年4月までさかのぼった9か月の保険料については、まとめ払いが必要となり、申立期間については、1か月分ずつ保険料を納めたとする申立人の陳述とは符合しないほか、同年3月末に会社を退職後遅滞無く加入手続を行ったとする陳述とも符合しない。

また、申立人の納付記録をみると、平成3年6月に申立人が第3号被保険者に該当するに至ったため、同年6月及び同年7月として納付されていた保

険料（計1万8,000円）が過誤納保険料となり、時効にかからず^{そきゅう}遡及可能であった申立期間①及び②に挟まれた元年8月及び同年9月（計1万6,000円）として3年9月に充当処理されていることが社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、元年8月及び同年9月はこの充当処理がなされるまでの間、未納であったこととなり、加入後は継続して月々分の保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。さらに、過誤納金額と充当金額の差額2,000円が申立人指定の金融機関の口座に振り込まれ、同年10月に申立人宛の通知書が作成されていることが同様に社会保険庁の記録から確認できる点を踏まえると、申立人がこの間の未納について認識していたと考えるのが自然である。

加えて、社会保険事務所において旧姓を含む氏名検索を行うも、申立人について未統合記録は確認されず、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

昭和53年3月ごろ、当時無職であった私は、将来の年金額を増やしたいという思いから国民年金に任意加入した。加入手続も加入後の保険料納付も自分自身で行っていた。加入後57年3月までは保険料を納付書によって現金納付していたが、同年4月から61年3月までは郵便局の口座振替によって保険料を納付するようになった。保険料は夫名義の口座から毎月引き落とされていたと記憶している。その当時の貯金通帳その他納付したことを証明するものは何も残っていないが、申立期間については確かに納付していたと思うので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、郵便貯金からの口座振替により、月々納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、昭和53年3月17日付けで国民年金に任意加入した後、57年4月2日付けで資格を喪失していることが社会保険庁の特殊台帳、電算記録及び申立人所持の国民年金手帳の記載から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間になるため、制度上、保険料を納付することはできない。これについて、申立人は自ら資格喪失手続を行った記憶は無いとしているものの、市の被保険者名簿において57年4月に資格の喪失に係る申し出がなされた旨の記載が認められるほか、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄に資格喪失日が明確に記載されている点を踏まえると、申立人の意思によりなされたものと考えるのが相当である。

また、A市において郵便局での口座振替による保険料納付が可能になったのは昭和62年4月からであり、さらに、郵便局、銀行を問わず金融機関にお

ける保険料の口座振替が3か月単位から1か月単位に切り替わったのも同年からであり、申立期間の保険料を郵便局の口座振替により月々納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

このほか、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、昭和52年9月に体調不良のため会社を退職後、すぐに国民年金に加入した。以後の保険料は夫が、郵便局で定期的に納付した。体が悪く働けないこともあって、将来を考えて生活しており、途中で年金を辞めたことは無く申立期間の未加入扱いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、途中で国民年金を辞めた覚えは無く、申立期間の保険料は郵便局において、夫が定期的に納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和57年度1年分については、翌58年度に催告していることが社会保険庁の特殊台帳から確認できる。この場合、当初は現年度納付されていなかったこととなり、申立期間については、申立人の夫が定期的に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の納付記録をみると、昭和52年10月21日に任意加入で資格を取得後、57年4月1日に資格を喪失していることが、市及び社会保険庁の双方の記録において確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料は納付することはできない。

さらに、申立人はこの資格の喪失に係る届出を行ったか否かについての記憶は定かではないものの、昭和57年4月1日付け資格の喪失の申出は、58年10月ごろになされていることが特殊台帳から確認できるほか、当時、市では、任意加入者のカラ期間を確保する等の観点から、希望があれば遡及した資格の喪失処理を行っていたとしている。また、社会保険事務所では、毎年夏ごろに催告を行っていたとしている。これらの点を踏まえると、昭和57

年度は、現年度納付がなされず、当初は未納として管理されていたことから、昭和 58 年夏ごろに催告がなされたものの、申立人側の意向により、57 年 4 月 1 日にさかのぼって資格の喪失処理がなされたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間当時の住所地において、郵便局での国民年金保険料の収納は取り扱われておらず、郵便局で納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、別の年金手帳による納付の可能性を確認するために、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から51年10月まで

私は、父が「子供を扶養する間は、子供のために国民年金の保険料を納付する。」と言っていたのを聞いたことがある。

20歳当時はA県の4年制の大学生であったため、国民年金の加入手続時期及び保険料の納付方法は分からないが、兄は昭和43年4月以降47年4月まで、姉は同年10月まで、それぞれの保険料を父親に納付してもらっていることから、私の保険料についても20歳から結婚するまでの間、父親が納付してくれていたと確信している。

父はB市においてC業をしていたので、子供3人分の保険料を納付するための経済的な余裕は十分あったし、兄、姉と同様に、あるいはそれ以上に私に愛情を注いでおり、私の将来のことを心配していた。

そんな父が兄と姉の保険料を納付し、私の分を納付しないことは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和46年7月から申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和61年4月に第3号被保険者として初めて資格を取得していることが社会保険庁の記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり保険料の納付ができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年8月に払い出されていることが、社会保険事務所の手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点においては、申立期間の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

さらに、申立人の兄及び姉の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、姉は昭和43年6月に、兄はその2年後の45年6月に払い出されていることが同払出簿の記録から確認できる。また兄の納付記録をみると、昭和43年度は未納である上、44年度は払出し直後の過年度納付であることが社会保険庁の記録から確認できる。他方、姉の納付記録をみると、同年度は前納していることが特殊台帳の記録から確認できる。このように兄姉の加入時期、納付状況は相違しており、昭和43年4月から申立人の父が両人の保険料納付を開始したとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年3月まで

私が勤務していた事業所は厚生年金保険が未適用であったので、職場の先輩の勧めもあり昭和45年1月24日に区役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。以降は、市から送られてきた納付書により、郵便局で、私自身が現金で年払いしていた。

しかし、社会保険庁の記録では申立期間が未納とされており納得できないので調べてほしい。

また、保険料は最初のころは1か月1,200円ぐらいで、昭和49年ごろは4,900円ぐらいだったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月24日に区役所で国民年金の加入手続を行い、以降は、市から送られてくる納付書で、保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立期間より後の昭和49年8月14日に、国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが同払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち、47年6月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間となっているほか、45年1月24日に手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和47年7月以降の保険料については、過年度納付は可能であったものの、その場合、手続以降は、市から送られてくる納付書で現年度納付していたとする陳述とは符合しない。

さらに、A市における昭和48年3月までの保険料収納は、印紙検認方式によりなされており、申立期間のうち、同年3月以前について、市から送られ

てくる納付書で現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、A市において、郵便局での納付書による納付が可能となったのは申立期間より後の昭和51年10月からであり、この点においても、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索を行うも、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から平成 3 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から平成 3 年 4 月まで

私は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行うために区役所へ行き、未納となっていた期間の保険料額を計算してもらったところ、その金額は 50 万円から 60 万円ぐらいであったと思う。約 1 週間後、お金を持って区役所へ行き保険料を支払った。その時、区役所の担当者から、この後 60 歳まで保険料を納付すれば、65 歳から年金を受給できるとの説明を受けたので、私は 60 歳まできっちり保険料を納付してきた。それなのに、65 歳になって社会保険事務所に行くと、「57 か月が不足している。」と言うだけで詳しい説明も無く、未だに申立期間の保険料を納付したかどうかについて明確な回答をもらえていない。

私は全額納付しているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が区役所において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとする時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況から、平成 5 年 6 月ごろと推定できる上、同年 6 月 29 日に、その時点で時効完成前であった 3 年 5 月から 4 年 3 月までの 11 か月の保険料を過年度納付していることが納付記録により確認できることから、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

また、申立人は、平成 5 年 6 月 29 日に上記保険料を納付後、翌月の同年 7

月 20 日には、4 年 4 月から 5 年 3 月までの 1 年分の保険料をまとめて過年度納付しているほか、同年 8 月 24 日及び同年 10 月 19 日の 2 回に分けて平成 5 年度の保険料を現年度納付し、平成 6 年 4 月 19 日には、平成 6 年度の保険料を前納しているが、これら国民年金への切替手続から 1 年以内に納付した保険料の合計金額をみると、47 万 1,390 円となり、申立人が区役所で計算してもらったとする金額とおおむね一致している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年2月まで

私が昭和60年9月に会社を退職後、妻が社会保険事務所で私の国民年金の加入手続を行い、保険料は後日、妻が同社会保険事務所において一括で支払ったのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年9月に会社を退職後、申立人の妻が社会保険事務所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、社会保険庁の記録をみると、申立人にかかる国民年金の加入手続は、平成11年8月の加入勧奨後に行われたことが確認でき、その資格取得日は10年3月21日であることから、申立期間は、記録上、未加入期間であり、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立てどおり、申立人が会社を退職した昭和60年9月ごろに加入手続を行ったものとする、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性があるが、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

さらに、申立人の平成10年3月から同年5月までの保険料が、12年4月28日に過年度納付していることが納付記録により確認でき、申立人の妻が一括納付したとする記憶は、当該過年度納付であった可能性も否定できない。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から同年5月まで

私は、夫が会社を退職した平成10年3月に、社会保険事務所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、後日、同社会保険事務所において、夫婦二人分の保険料を納付した。夫は納付済みであるのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が会社を退職した平成10年3月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、社会保険庁の記録をみると、申立人の夫は、平成11年8月に国民年金の加入勧奨が行われているとともに、申立人については、12年4月28日に第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更が行われたことが確認できることから、申立人が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとする時期は、このころであったと考えられ、その時期において申立内容と符合しないほか、納付金額についてもよく覚えていないと陳述しており、当時の記憶が明確ではない。

また、申立人は、申立期間に相当する平成10年3月から同年5月までの保険料3万9,400円を納付した夫の領収証書のみ所持している。それをみると、右上に「第2号」の振出番号とともに、申立人の種別変更が行われた12年4月28日に、社会保険事務所において当該保険料を納付したことが確認でき、社会保険事務所が保管する当時の保険料現金出納簿の内容と一致している上、夫の領収証書の振出番号である「第2号」前後を含め、現金出納簿の内容を視認したが、申立人に関する記載を確認することはできなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から同年10月までの期間及び53年4月から54年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から同年10月まで
② 昭和53年4月から54年6月まで

申立期間①については、A県B市の実家の父が加入手続を行い、父が国民年金保険料を支払ってくれていたと思う。また、申立期間②については、昭和47年11月に結婚後、私がC市で国民年金の加入手続を行い、自分で保険料を支払っていたのに、それぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっているため、当時の具体的な加入手続及び納付状況は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、旧姓により昭和47年11月27日に払い出されていることがD社会保険事務所保管の手帳記号番号払出簿により確認できるが、実家であるA県B市の被保険者名簿をみると、払出日前の同年11月13日にC市E区に転出した旨の記載があることから、加入手続とほぼ同時に転出したものと考えられる。また、同名簿の納付記録及び保険料徴収台帳に納付された記録が見当たらない上、申立期間①の保険料が納付されていたことを示す関連資料も無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

申立期間②について、社会保険庁の記録をみると、申立人は、昭和50年11月28日に任意加入し、53年3月まで保険料を納付した後、申立期間②の未納期間を経て54年7月19日にその資格を喪失していることが分かる。

任意加入被保険者の場合、加入期間中に未納があると、その期間は合算対

象期間に算入されないため、納付できない事情がある時や納付を継続する意思が無くなった時は、通常、被保険者資格の喪失申出を行って、合算対象期間を確保するものと考えられる。

この資格の喪失申出について、申立人はその記憶は無いと陳述しているが、特殊台帳をみると、昭和54年7月の欄に「喪失申出」のゴム印が確認できることから、申立人又はその家族が、申立人に係る任意加入被保険者資格の喪失申出を行ったとみるのが自然であり、当時において、当該喪失申出を行わなければならない何らかの事情が存在していたことをうかがわせる。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から同年7月まで

昭和63年1月に会社を退職後、妻がA区役所で国民健康保険の手続をした。その際、区役所の人から国民年金の加入手続をするように言われたので、妻が夫婦二人分の国民年金加入手続をした。

昭和63年1月から同年7月までの国民年金保険料が未納とされているが、妻の申立期間の保険料は納付済みであり、妻が夫婦二人分の保険料を納付したはずである。

私の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年1月に会社を退職後、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時期は平成6年2月以降であることが、申立人の前後の手帳記号番号を有する20歳到達による資格取得者及び厚生年金保険から国民年金への被保険者資格切替手続者の資格取得日から確認でき、申立期間は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出し日は、昭和61年7月ごろであることが、申立人の妻及び同人の前後の手帳記号番号を有する被保険者の資格取得日等に係る社会保険庁のオンライン記録から推定でき、申立人の63年1月の厚生年金保険被保険者資格の喪失後に、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料の納付をしたとする申立人の妻も、申立人

及びその妻がともに第一号被保険者資格を取得した平成6年2月以降の保険料額は明確に記憶しているものの、申立期間の保険料額に関する記憶は無く、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号払出簿の確認及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から6年3月まで

平成6年7月から同年8月ごろ、A市役所から国民年金保険料の督促状が届いたため、自分で市役所へ行き、窓口で申立期間の保険料を一括して納付した。

一括納付した金額ははっきり覚えていないが、10万円台の後半ぐらいで、20万円は超えていなかったと思う。国民年金の加入手続は、保険料を納付した際に市役所で行ったと思うが、昔のことなので、はっきりとは覚えていない。

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録が無いこととされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後、就職した平成6年7月から同年8月ごろ、A市役所から国民年金保険料の納付督促状が届いたため、市役所窓口で申立期間の保険料を一括して納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人は年金手帳を所持しておらず、一方、所持している基礎年金番号通知書記載の基礎年金番号をみると、就職時の平成6年4月1日に資格を取得した共済組合の記号番号であり、社会保険庁の記録においても、これ以前の年金加入履歴は見当たらなかった。

また、20歳以上の学生が国民年金強制加入被保険者とされたのは、平成3年4月以降であり、それ以前は任意加入であることから、制度上申立期間のうち、同年3月以前にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとするA市及び申立期間当時

の住所地であるB市において、それぞれの国民年金被保険者記録を調査し、また、氏名の別読み検索などを行ったが、申立人の国民年金加入記録及び国民年金の保険料納付をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は一括納付した国民年金保険料は、20万円を超えていなかったとしているが、平成6年7月に加入し一括納付したと仮定すると、その時点で納付可能な4年6月から6年3月までの保険料は22万3,000円となり、陳述内容と符合しない。

このほか、申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から同年12月まで
② 昭和43年1月から45年1月まで
③ 昭和45年2月から46年10月まで
④ 昭和46年11月から55年3月まで

昭和46年11月に結婚して、自分で国民年金加入手続を行い、20歳までさかのぼって特例納付をしたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

また、国民年金加入手続後の申立期間④の国民年金保険料は、自分で金融機関で納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年11月に結婚して、自身で国民年金加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、特例納付制度を利用して20歳の時点にさかのぼって納付し、申立期間④の保険料については、現年度納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年8月8日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、過去3回あった特例納付実施期間を過ぎており、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を特例納付することはできず、また、申立期間④の保険料は、ほとんどの期間が時効により制度上納付できず、それ以外は過年度保険料となるため、現年度納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払

い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間①、②及び③について、国民年金手帳記号番号払出し時期に最も近い第3回特例納付制度を利用して納付できたと仮定しても、特例納付保険料は51万2,000円で、過年度納付保険料を含めると合計で59万960円となるが、申立人はこれだけの金額の保険料を納付した記憶は無いと陳述している。

次に、申立人は、申立期間④の国民年金保険料は、昭和46年11月に現年度納付したとしている一方、現在所持しているオレンジ色の表紙の年金手帳以外に、年金手帳はもらっていないとも陳述しているところ、同手帳をみると、昭和53年に転居して以降の住所しか記載されておらず、申立内容と符合しない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から48年3月まで

昭和38年3月に会社を退職し、その後、起業するに当たり、将来のことを考え、義母（当時交際していた現在の妻の母親）に国民年金加入を勧められ、同年4月ごろ、自分でA区役所の窓口で加入手続をした。

申立期間当時は仕事が忙しく、義母が義母宅に来ていた女性集金人に保険料を支払ってくれていたと思う。

一緒に納付していた義母の申立期間の保険料が納付済みなのに私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和38年4月ごろ、A区役所の窓口で、国民年金の加入手続を行い、義母が集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和48年9月17日にB市役所において払い出されており、この払出時点では、申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間は121か月に及んでおり、これほど長期間にわたって、国民年金保険料収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されるとは考え難い。

加えて、国民年金保険料の納付については、他界した義母がしてくれたとしており、申立人は直接関与しておらず、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から56年12月まで

昭和55年3月に会社を退職し、しばらくしてから国民年金に関する納付書が送付されてきたため、自分で、保険料として10万円から20万円ぐらいの金額を役場又は近所の銀行の窓口で納付し、受領印のある比較的小さな領収証書を受け取った。

国民年金の加入手続をした記憶は無く、年金手帳を交付された記憶も無いが、保険料額が高額であったこともあり、国民年金に加入して保険料がきちんと納付されているのかどうか不安だった。

申立期間の保険料が納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした記憶は無いが、昭和55年3月に会社を退職してしばらくした後、国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の加入記録をみると、申立人に係る国民年金加入履歴は見当たらず、また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人が申立期間当時居住していたA市及びB市では、国民年金の加入勧奨の方法として、国民年金加入届を送付することはあっても、国民年金加入手続前に納付書を送付することは無かったとしており、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料として10万円から20万円

ぐらいの金額を納付したと申し立てているが、仮に、申立期間の保険料を一括納付した場合の保険料額（約9万円）とも符合しない。

加えて、申立人は、国民年金保険料納付時期及び納付期間についての記憶が明確では無く、申立人から保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても新たな周辺事情等を見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から49年12月まで
国民年金加入手続は、親に勧められて自分で行った。

申立期間の国民年金保険料は、区役所から通知があり、義父に勧められたので、私が夫婦二人分を一括で納付した。

納付書を用いずに現金のみで郵便局で納付し、金額は夫婦二人分で3万円又は7万円であったと思う。納付した後、領収が確認できる資料を受け取ったかは全く覚えていない。

納付した時期も覚えていないが、多分春ごろであったと思う。

夫は昭和36年4月までさかのぼって満額納付とされており、同じ時に同じように支払っているのに、私の申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で年金受給額が満額になるように夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付したと申し立てしているところ、夫の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月12日に払い出されており、夫の特殊台帳をみると、48年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、51年1月に過年度納付し、36年4月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、第2回特例納付制度を利用して納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫とは別の時期の昭和52年2月10日に払い出されており、また、申立人の特殊台帳をみると、50年1月から51年3月までの期間の国民年金保険料を、52年3月に過年度納付していることが確認できるものの、特例納付したことをうかがわせる記録は無く、この手帳記号番号の払出時点においては、申立人は、第1回特例納

付及び第2回特例納付を利用することはできない。

また、申立人は、夫婦二人分で3万円又は7万円を納付したと申し立てているが、仮に第3回特例納付を利用して納付した場合には、夫婦二人分の保険料額は117万2,000円になり申立の金額と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、手帳記号番号払出し直後の昭和52年3月に、50年1月から51年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、その保険料額は3万1,900円であることから、この一括納付のことに混同して記憶している可能性も否定できない。

このほか、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に関する申立人の記憶は不明確であり、申立人から、申立期間の保険料を納付した事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 3 月から A 社に勤務していたが、44 年 4 月に、関連事業所として設立された B 社に転籍した。厚生年金保険料については、事務処理の関係上、同年 4 月及び同年 5 月は前勤務先の A 社で控除されていたが、同年 6 月からは B 社で控除されていた。

社会保険庁の記録によれば、B 社における厚生年金保険加入は昭和 44 年 11 月 1 日とされているが、A 社勤務時から途切れること無く、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が B 社の面接担当者として、同社の新規職員採用面接を行ったことを示す昭和 44 年 7 月 5 日付けの「面接評定表」が同社に保管されていたことから、申立人が申立期間において、同社に在籍していたことは認められる。

一方、社会保険庁の記録によれば、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 11 月 1 日であり、申立人及び申立人と一緒に A 社から B 社に転籍したとする同僚 2 人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 11 月 1 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B 社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の職員数の変遷について、申立人は、「B 社発足時（昭和 44 年 4 月 12 日）社員は自分を含めて 3 人しかいなかったが、昭和 44 年の夏ごろに女性事務員を 1 人採用し、さらに時期は覚えていないが、A 社から 1 人転籍してきた。」旨の陳述をしているところ、

社会保険庁の記録によれば、当該女性事務員は同年8月31日まで別事業所における厚生年金保険加入記録が確認でき、少なくとも同年8月末までの期間、同社の職員数は5人未満で厚生年金保険の適用要件を満たしていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月25日から24年1月1日まで

私は、A社B支社に昭和21年11月21日から26年4月13日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、23年1月25日から24年1月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支社に昭和21年11月21日から26年4月13日まで継続して勤務していたと申し立てしているところ、同社から提出された従業員名簿によれば、申立人は21年11月21日に雇用された後、23年1月25日付けでいったん解雇されており（理由は家事都合。）、申立人の同工場における申立期間前の厚生年金保険加入記録と一致していることが確認できる。

また、社会保険庁が保管する申立人に係るA社B支社の厚生年金保険被保険者台帳は、申立期間前と申立期間後の2冊確認でき、各台帳に記載された被保険者資格取得日及び同喪失日は、申立期間前と申立期間後のオンライン記録と一致しているほか、各台帳の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号となっていることから、申立人については、申立期間前にいったん被保険者資格喪失届が提出され、申立期間後に再び被保険者資格取得手続が取られたことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時の同僚の陳述及びその他関連資料等においても、申立人が、申立期間において、A社B支社に在職していたことは確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 16 日から 42 年 1 月 24 日まで
社会保険庁の記録によれば、昭和 39 年 3 月から 42 年 1 月まで勤務した A 社での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっているが受給していない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 1 月に A 社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 5 月 31 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、「42. 5」と併記されていることが確認できる。申立人の脱退手当金が昭和 42 年 5 月 31 日に支給決定されていることを踏まえると、併記された数字は同年 5 月を意味すると思われる。また、同名簿に記載のあるほかの受給者についても同様の併記がみられ、脱退手当金の支給決定日から約 3 か月以前までの年月を示す数字が確認できる。これらのことを踏まえると、同表示は脱退手当金請求に係わる事務処理の際に記載されたと思われる。

さらに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 7 日から 46 年 9 月 1 日まで

A社B支社における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

同社を退職するに当たり、脱退手当金裁定請求書に住所及び氏名等を記載して、会社に提出したと記憶している。しかし、受取方法を記入した覚えは無く、記載されている受取場所の郵便局名は私が書いたものではない。

脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 9 月にA社B支社を退職したが、脱退手当金を受領した記憶は無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 12 月 15 日に支給決定されたこととなっているが、脱退手当金裁定請求書は同年 11 月 22 日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、記載内容に疑義は認められない上、申立人の脱退手当金は、同請求書に記載された住所地に近いC郵便局への送金払い（通知払）となっていることが確認できるほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの一連の事務処理についても不自然さはいかたがえない。

また、A社B支社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 4 日から平成元年 2 月 1 日まで
社会保険庁の記録によれば、申立てに係る厚生年金保険加入期間について、平成元年 4 月 21 日に脱退手当金を受給したことになるが、脱退手当金は請求しておらず、受給していない。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶も無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の平成元年 4 月 21 日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は同年 3 月 7 日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、記名及び捺印がなされており、記載内容に疑義は認められない上、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの一連の事務処理についても不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金の支給方法をみると、申立人の当時の住所地に近い A 信用組合 B 支店の申立人名義の預金口座への振込みとなっているところ、同組合の後継である C 信用組合によれば、同口座は申立人本人の名義であることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から 31 年 7 月まで
: ② 昭和 31 年 9 月から 33 年 12 月まで

私は、昭和 27 年 4 月から 31 年 7 月までは A 社で、同年 9 月から 33 年 12 月までは B 社で勤務していたのに、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の加入記録が無い。

それぞれの期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立期間①当時勤務していたとする A 社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A 社の代表者、上司及び同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は控除されていたと陳述しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立人は、申立期間②に B 社の支社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が B 社で同僚であったとしている 2 名の同僚には、同社における厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

また、B 社の複数の従業員からは、「B 社は、C 市 D 区にあり、ほかに支社等は無かった。」との陳述が得られた。

さらに、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、また、

事業主及び同僚は連絡先が不明であるため、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年から 36 年まで
② 昭和 48 年 3 月から 51 年まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 33 年から 36 年までは、A 社に、48 年 3 月から 51 年までは、B 社に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間①当時に勤務していたとする A 社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A 社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、同社の役員等が確認できないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

さらに、申立人は、A 社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、控除されていたとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、B 社から提出のあった申立人の履歴書及び昭和 49 年分の所得税源泉徴収簿並びに同僚の陳述から判断して、申立人が、B 社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、B 社は、「昭和 49 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において、記載されている 49 年 5 月から同年 12 月まで（申立期間②の一部）の給与から厚生年金保険料は控除されていないことから、申立期間②のその他の期間についても保険料を控除していなかったはずである。」としている。

また、社会保険事務所が保管する、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に加入記録のある複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間②における厚生年金保険への加入及び保険料の控除をうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、B社の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月から34年10月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる複数の従業員に、申立人の同社における勤務状況等を確認したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月から 30 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社の所在地、社長及び同僚の氏名も覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務していたと申し立てているところ、同社の所在地を管轄する法務局の商業登記簿において、同社の記録が確認でき、その代表取締役の氏名も申立人の陳述どおりであったことから、申立人の在職は推認することができる。

しかし、A社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、A社の社長及び社長の家族で従業員であった者の氏名、複数の同僚の姓を記憶しているものの、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社は既に解散しており、同社の商業登記簿から住所を把握できた役員3人に文書照会を行ったが、宛先不明又は無回答で、これらの者からも、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和36年4月6日から37年1月17日までの厚生年金保険被保険者期間に係る資格取得日について、訂正する必要は認められない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月17日から同年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から同年4月6日まで
② 昭和37年1月17日から同年3月1日まで

私は、昭和36年4月1日から37年2月末日までA社に継続して勤務したが、社会保険庁の記録では資格取得日が36年4月6日、資格喪失日が37年1月17日にされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に昭和36年4月1日に入社したので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、社会保険庁の記録にある同年4月6日ではなく、同年4月1日であるべきと主張しているところ、同社は61年2月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主の所在も不明であるほか、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時の上司・同僚を抽出し調査したが、高齢や所在不明等のため申立人の入社日など、当時の事情を明らかとする関連資料、事情は得られなかった。

このほか、申立期間①に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日を訂正する必要は認められない。

申立期間②について、申立人は昭和37年2月末日まで勤務したと申し立てているが、A社及び同僚から申立人の勤務期間等を確認することはできなかったほか、申立期間②における在職、保険料控除等をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

また、社会保険庁の記録において、申立人は昭和37年1月17日に厚生年金

保険被保険者の資格を喪失したとされているところ、同社に係る被保険者名簿をみると、申立人の欄には健康保険証を返納したことを示す「証返」の押印と「2月1日」との処理日の記録が確認でき、手続上不自然な点はみられない。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から同年 10 月まで
② 昭和 37 年 1 月から同年 11 月まで

私は、昭和 36 年 8 月から同年 10 月まで、A 社に勤務していたが、社会保険事務所では、厚生年金保険に加入した記録が無い。

また、昭和 37 年 1 月から同年 11 月まで、B 社 C 支社に勤務していたが、社会保険事務所では、厚生年金保険に加入した記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の従業員に係る資料は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無いことから、当時の事業主及び役員等の所在は不明であり、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

また、申立人は、同僚の氏名等を記憶しておらず、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿で把握できる者に照会しても、申立人を覚えている者はいないことから、申立人の勤務実態を確認することはできない上、当該者のうち一人は、「申立期間当時、従業員の中で厚生年金保険に加入していない者もいた。」と陳述している。

さらに、上記の厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②については、申立人は、B 社 C 支社に勤務していたと申し立てている。

しかし、D 社は、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加

入状況については、当時の資料を保管しておらず不明であるとしている。

また、申立人は、同僚の氏名等を正確に記憶しておらず、社会保険事務所のB社C支社に係る厚生年金保険被保険者名簿で把握できる者に照会しても、申立人を覚えている者はいないことから、申立人の勤務実態を確認することはできない。

さらに、上記の厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 39 年 7 月まで

私は、昭和 38 年 10 月に、自宅近くにあった A 社 B 業務従事者として入社した。39 年 1 月に運転免許証を取得してからは、B 業務従事者となり、同年 7 月に倒産するまで同社に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及び同僚の一人が、申立人と同様に B 業務従事者として、申立人とほぼ同時期に A 社に入社したとする同僚も、申立人と同様に同社において厚生年金保険に加入した記録は無い。

さらに、A 社は、昭和 39 年 5 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主は既に死亡しているほか、当時の事業主以外の役員及び経理担当者の氏名も不明であることから、申立人の厚生年金保険の加入について確認することはできない。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3448

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
厚生年金保険年金証書の記載内容について、社会保険事務所に確認したところ、A社に勤務し始めた時の昭和 60 年 5 月及び同年 6 月の厚生年金保険加入記録が無い旨の回答があった。

A社は、昭和 60 年 3 月に設立が認可された直後に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の給与から、保険料が控除されていたはずであるので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録、申立人が所持する同社から発令された辞令及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社が保管する人事記録では、申立人が同社に採用された昭和 60 年 5 月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが記載されているほか、同社は、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと陳述している。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した昭和 60 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所では無い。

また、申立期間当時、厚生年金保険法において、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件は、常時 5 人以上の従業員を使用することとされていたところ、A社が保管する人事記録及び複数の同僚の陳述から、申立期間における同社の職員数は、常勤職員が 3 人と非常勤職員が 1 人であり、強制適用事業所としての条件を満たしていなかったと推認される。

さらに、A社が保管する人事記録において確認できる申立期間に係る厚生年

金保険料の控除については、控除されるべきではない保険料が控除されていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情も含めて総合的に判断すると、申立期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月21日から24年3月1日まで

私は、A社が解散して新会社設立までの準備期間はB社に所属して勤務をしていたが、その期間が厚生年金保険に加入していないことに納得ができない。

勤務していたことは間違い無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及びB社社員名簿に記載された申立人の履歴から、申立人が申立期間についてB社で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年3月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、社会保険庁の記録によると、B社は昭和24年6月1日にC社、平成13年5月2日にD社へと名称変更されていることが確認できるが、D社は申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録については不明であるとしており、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 7 年 2 月まで

昭和 63 年 12 月から平成 7 年 2 月まで A 社に勤務していた。その間の給与は、会社の都合と思われるが、期間によっては同社以外の B 社又は C 社からの給与として支払われていた。いずれの給与からも厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の加入記録が無いことについて調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社、B 社及び C 社から給与を受けて勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとする A 社、給与を受けていた期間があるとする B 社及び C 社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、また、申立人は、A 社、B 社及び C 社の代表者、上司及び同僚の姓を記憶していたが、その連絡先は不明であり、各事業所における申立人の在籍について確認することができない。

さらに、申立人は、健康保険証については、A 社以外から交付を受けたことは記憶に無いとしており、B 社及び C 社から給与を受けていた期間について、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

加えて、申立人は妻と共に、申立期間前の昭和 62 年 4 月 13 日から現在に至るまで、国民健康保険に加入していることが、D 市役所からの、申立人の国民健康保険被保険者期間の照会に対する回答において確認できることから、申立人が、申立期間において社会保険に加入していなかったことを認識していたことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 2 月 5 日から同年 6 月 10 日まで
② 昭和 18 年 6 月から 19 年 8 月まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和 18 年 2 月 5 日から同年 6 月 10 日まで勤務していたA社と、同年 6 月から 19 年 8 月まで勤務していたB社における年金加入記録が確認できない。

勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①についてはA社に勤務し、申立期間②についてはB社に勤務していたとしている。

しかし、申立期間①のA社について、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録により同事業所名又は類似の名称での確認を行ったところ、C市D区にある「E社」という名称で社会保険の適用となった記録が確認できたものの、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、申立期間の約20年後の昭和38年8月1日とされている。また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人に該当する記録は無い。

また、申立期間②のB社について、申立期間①と同様に確認を行ったところ、適用事業所とされた記録は無く、船員保険においてF社という類似名称の船舶所有者が確認できたため、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を調査したが、申立人に該当する記録は無い。

さらに、A社及びB社ともに、申し立てられた所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、事業所が特定できず、申立人の勤務について確認することができない。

加えて、死亡した申立人に代わり申立てを行った妻は、申立人から申立期間①及び②に係る事業主や同僚の氏名、連絡先等は聞いたことは無いと陳述しており、保険料控除等に関する調査は実施できなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合して判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から33年1月31日まで

私は、申立期間当時、父が経営していたA社では支配人として、また、昭和25年7月にB社の設立後は取締役として掛け持ちで勤務し、双方の会社から給料が支給されていたのに、申立期間について厚生年金保険加入期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社及びB社での在職については、当時の複数の従業員が、「申立人の雇用上の身分、勤務形態及び勤務期間等は特定できないものの、当時勤務していた。」と陳述していることから推定できる。

一方、申立人は、「申立期間のうち、B社が厚生年金保険の新規適用事業所となった日（昭和26年5月1日）以降は同社で資格を取得し、それ以前の期間については、A社で資格を取得しているはずである。」と申し立てているところ、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認すると、新規適用日以降の申立期間中に資格を取得している者は39人みられるが、申立人の該当する記録は無く、また、当該名簿の健康保険の整理番号に欠番も無く、さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿についても同様に、申立期間に申立人の該当する記録は無く、当該名簿の健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人のこれら両社での資格の取得及び喪失届が申立期間に社会保険事務所に提出されたとは考え難い。

また、申立人からは、申立期間当時、勤務していた従業員はすべて健康保険と厚生年金保険には加入させていたはずとしているものの、当時の従業員として名前を挙げた者の中には、A社及びB社で合わせて約2年間勤務していたにもかかわらず、被保険者記録の無い者も確認できる。

さらに、社会保険庁オンライン記録において、各種氏名検索も行ったが、申立期間において申立人に該当する記録は見当たらない。

加えて、申立人からは当時の勤務実態や保険料控除等に関する具体的な陳述

が無いほか、当時の複数の従業員からも確たる陳述を得ることができず、申立人の保険料控除について明らかとすることはできない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から30年2月1日まで

私は、昭和26年4月1日から32年3月28日までA市のB社に入社し、正社員としてB業務従事者の仕事をしていました。継続して勤務していたにもかかわらず、28年11月1日から30年2月1日の厚生年金保険が未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年4月1日から32年3月28日まで継続してB社に勤務していたと申し立てているところ、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により抽出調査した二人の同僚は、「申立人は、B業務従事者として勤務し途中退職したことは無い。」と陳述しており、また、元事業主は、「申立人は、4年間B業務従事者見習いで勤務していたと記憶している。」と回答していることから、申立人は申立期間においても継続して勤務していたものと推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主は、「倒産のため書類等が残っておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明であるが、控除していないと思う。」と陳述しているほか、前述の同僚二人からも保険料控除の事実を確認することはできなかった。

また、申立人と同日に入社した同僚二人の加入記録をみると、申立人と同様にいったん資格を喪失した後、申立人と同一日（昭和30年2月1日）付けで再度資格を取得していることが確認できることから、事業主は記録どおりの手続を行ったものと考えられるほか、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険証返納の印が確認できることから、事業主により給与から保険料は控除されていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 45 年 5 月まで
② 昭和 45 年 6 月から 48 年 3 月まで

昭和 43 年 4 月から 45 年 5 月まで A 社で B 業務従事者をしており、同年 6 月から 48 年 3 月まで C 社で D 業務従事者の仕事をしていた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の申立人が勤務していたとする A 社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、当該事業所の代表者、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、当該事業所における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②の C 社については、商業登記の記録により、所在地や業務内容が申立内容と符合していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、氏名検索による代表取締役の厚生年金保険の記録も確認できず、その連絡先は不明であり、当該事業所における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①及び②における申立人の雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 31 年 8 月 1 日まで
中学卒業後、昭和 26 年 4 月から 35 年 10 月まで B 業務従事者として A 社で働いていた。しかし、厚生年金保険の記録は 31 年 8 月 1 日から 35 年 10 月 10 日になっており納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が中学卒業後、家業の C 業の手伝いをしていたことから、A 社に B 業務従事者として縁故採用され、昭和 26 年 4 月から勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 28 年 2 月 7 日であり、申立期間のうち、26 年 4 月から 28 年 2 月 6 日までは適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の資格取得日は、昭和 31 年 8 月 1 日とされており、同社が適用事業所となってから申立人が資格を取得するまでの期間、健康保険番号に欠落は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは無い上、同社の前身である D 社に係る同被保険者名簿にも申立人の名前は確認できない。

さらに、同僚に聴取したところ、「見習い期間が一律だったか、見習い期間に社会保険に加入していたかどうかもわからないとしているものの、職人の見習い期間は長かった、私は入社後一年ほどしてから厚生年金保険に加入した。」旨陳述していることから、申立人についても入社後ある程度の期間が経過してから厚生年金保険に加入したものとするのが相当である。

加えて、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚は、申立人の在職について記憶が無く、勤務状況について確認ができない。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人の妻は、結婚前で不明であるとしており、また、当該控除を確認できる関連資

料及び周辺事情は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 12 月 1 日から 38 年 12 月 1 日まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、34 年 12 月 1 日から 38 年 7 月 1 日までの 43 か月が厚生年金保険の未加入期間とされている。

申立期間も A 社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年 12 月 1 日から 38 年 12 月 1 日まで A 社に継続して勤務していたと申し立てているところ、申立期間を含む前後の期間を通じて同社に在職していた複数の同僚から、「申立人は、A 社に在職していたが、途中、同社をいったん退職し、昭和 38 年ごろに再び同社に戻ってきた。」旨の陳述が得られた。また、このうち一人の同僚は、「申立人は、A 社をいったん退職してから戻って来るまで、3 年から 4 年、近くの別の事業所で働いていた。」旨、陳述している。

さらに、A 社が保管していた厚生年金保険被保険者資格取得届、同資格喪失確認通知書等によれば、申立人は、昭和 32 年に同社において被保険者資格を取得した後、34 年 12 月 1 日にいったん同資格を喪失し、38 年 7 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

加えて、氏名・生年月日検索、及び読み方を変えた検索においても、申立期間において、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月から 22 年 1 月まで
② 昭和 22 年 1 月から 23 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 1 月から 22 年 1 月まで A 市の B 地区にあった C 社で H 職として勤務し、また、同年 1 月から 23 年 6 月末までは D 市 E 区にあった F 社に記者として勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②は厚生年金保険の未加入期間とされているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 市の B 地区にあった C 社で勤務していたと申し立てているところ、商業登記簿から、申立人が主張する事業所名と同一商号の事業所の記録が確認でき、同社の当時の本店所在地及び事業内容が申立人の主張と符合することから、同社が申立てに係る事業所であること及び申立人が同社に在職していたことは推定できる。

しかしながら、C 社は、社会保険の適用事業所としての記録が確認できない。また、同社の関連事業所であることが商業登記簿から確認できた複数の事業所のうち、適用事業所としての記録が唯一確認できた C 社は、申立期間①以後の昭和 25 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名しか記憶しておらず、同僚の連絡先を把握できなかったため、申立人の申立期間①当時の勤務状況及び保険料控除について確認することはできなかった。

申立期間②について、申立人は、D 市 E 区にあった F 社で勤務していたと申し立てている。

そこで、「F」という業界紙を発刊していたことがある G 社に申立期間②当時の事情等について照会したところ、同社は、申立期間②当時の社名は F 社であり、D 市 E 区に所在していたとしており、申立人の主張と符合することから、

同社が申立てに係る事業所であること及び申立人が同社に在職していたことは推定できる。

しかし、F社という名称の厚生年金保険適用事業所の記録は確認できない上、G社は、申立期間②以後の昭和28年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが社会保険庁の記録から確認できる。

また、G社では、申立人の勤務実態等は不明であると回答している上、申立人は、当時の同僚の氏名しか記憶しておらず、同僚の連絡先を把握できなかったため、申立人の申立期間②当時の勤務状況及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、各種氏名検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 26 日から 40 年 4 月 30 日まで
昭和 40 年 4 月に A 社を退職し、42 年に結婚のため B 県に出てきたが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していない。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 10 か月後の昭和 42 年 2 月 23 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社B支社に勤務していた昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求したことも、受給したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求したことも、受給したことも無いと申し立てている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日である昭和 23 年 7 月 21 日の時点では、通算年金制度は創設されておらず、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかった。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号をみると、申立期間と申立期間後の記号番号は別番号となっており、申立期間に係る脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から 4 年 4 月 15 日まで

A社での勤務期間について厚生年金保険の期間照会をしたところ、平成 2 年 12 月 1 日から 3 年 3 月 1 日までしかないとの回答を受けた。同社には引き続き 4 年 4 月 15 日まで勤務しており、当時の給与振込を示す預金通帳もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に在職していたことは、申立人が所持する預金通帳に、同社から給与が継続して振り込まれていた記載があることから確認できる。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の記録は、厚生年金保険の加入記録と一致しており、同社が保有する従業員の入退社記録簿では、申立人が平成 3 年 2 月 28 日付けで退職扱いとなり、パートタイマーからアルバイトへと勤務形態が変更したことが確認できる。

これについてA社では、「アルバイトは社会保険及び雇用保険に加入させない扱いであり、保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が所持する預金通帳の記載を見ると、申立期間における給与振込額は、厚生年金保険の被保険者期間であった時期の給与振込額に比べ、社会保険及び雇用保険の保険料控除相当額が増えていることが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月から同年6月まで
② 昭和21年9月から22年8月まで

社会保険事務所に船員保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務し、B船に乗っていた昭和21年2月から同年6月までの期間及びC船に乗っていた同年9月から22年8月までの期間について、加入記録が無い旨の回答があった。それぞれの期間に船員として勤務していたことは間違い無いので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和21年2月から同年6月まで乗船していたB船はD漁業ができず、E漁業を行っていたと陳述しているところ、漁船にも船員保険が適用されたのは22年12月1日からであり、当該期間当時、B船の船員は船員保険の適用対象で無かったものと判断される。

申立期間②については、申立人が記憶しているC船の出港月が同船の被保険者名簿における同僚の資格取得日と一致すること、及び申立人が一緒に乗船していたと記憶している同僚の名前が同船に係る被保険者名簿において確認できることから、申立人が同船に乗船していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の状況や船員保険の加入状況等について確認できないとしている。

また、申立人が名前を記憶していた同僚5人のうち4人は、C船の被保険者名簿に名前が確認できず、記録及び連絡先が確認できるただ1人の同僚も既に亡くなっており、被保険者名簿により船員保険に加入が確認できる他の従業員については生存状況及び連絡先が不明であることから、これらの者から同船における申立人の勤務状況、保険料控除について確認することができなかった。

さらに、申立人は当時の給与について、少ない時で8,000円であったと記憶しているが、C船に係る被保険者名簿において、昭和21年9月に資格を取得

し22年8月に資格を喪失している甲板員の標準報酬月額は330円であり、申立人の記憶と大きく相違している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで
昭和 39 年 4 月 21 日から 40 年 11 月 21 日まで、途中会社名が変わったものの (A社からB社へ、同社からC社へ)、同じ会社で1日も休み無く勤務した。社会保険料も控除されていたと思うが、社会保険庁の記録では、会社名がB社であった期間の厚生年金保険の加入期間が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人と同様にA社を昭和39年10月1日に資格を喪失し、C社において40年9月1日に資格を取得している同僚の中には、申立期間に国民年金に加入し保険料を納付している者も確認できる。

さらに、申立人は、B社の事業主の名前を記憶しているが、その連絡先は不明である上、A社又はC社に勤務していた7人に照会したが、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月ごろから21年10月ごろまで
② 昭和21年11月ごろから24年12月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社及びB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとする、A社及びB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の存在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の代表者の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明である上、同僚等の調査もできず、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。